

保第188号
令和元年6月7日

各社会福祉法人理事長
各社会福祉施設長 殿

徳島県保健福祉部保健福祉政策課長
(公 印 省 略)

防災情報を5段階の「警戒レベル」により提供することについて（通知）

日頃は、本県の地域福祉行政の推進に御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、別添のとおり厚生労働省から周知依頼がありました。
つきましては、災害時の避難が確実に行われるよう、今般改定された内閣府策定の「避難勧告等に関するガイドライン」では、これまでの「避難準備」が「警戒レベル3」（高齢者等避難）へと表記・伝達が変更されていること等について、貴法人が運営する社会福祉施設等に対し周知徹底を図っていただくとともに、貴施設等における避難を開始する時期・判断基準が、利用者の状態、職員数や設備等の施設の状態（日中と夜間では対応できる職員数が違う等も留意）を踏まえて算出した避難にかかる時間に照らして、適切なものかどうか、今一度御確認くださいますようお願いいたします。

なお、今般の「警戒レベル」の運用開始に伴う、社会福祉施設等の非常災害対策計画上の避難を開始する時期・判断基準の記載は、これまでの避難情報を「警戒レベル」と読み替えることで足り、直ちに修正を求めるものではありませんが、次回の計画見直しの機会などに適宜修正をお願いいたします。

担当 保健福祉政策課
地域共生・援護担当 山田
電 話 (088)621-2938
ファクシミリ (088)621-2839